

日 時 令和4年3月30日(水) 午前10時 開 会

出席議員 (15人)

1番	佐々木 隆	2番	黒石 ナナ子
3番	三上 廣大	4番	大平 陽子
5番	工藤 禎子	6番	大久保 朝泰
7番	大溝 雅昭	8番	後藤 秀憲
9番	今 大介	11番	工藤 俊広
12番	北山 一衛	13番	中田 博文
14番	工藤 和子	15番	村上 啓二
16番	村上 隆昭		

欠席議員 (1人)

10番 工藤 和行

出席要求による出席者職氏名

市 長	高 樋 憲	副 市 長	有 馬 喜代史
総 務 部 長	鳴 海 淳 造	企 画 財 政 部 長	須 藤 勝 美
健 康 福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	木 村 誠	農 林 部 長 農 業 委 員 会 事 務 局 長 併 任	中 田 憲 人
商 工 観 光 部 長	真 土 亨	建 設 部 長	鳴 海 真 一
総 務 課 長	五 戸 真 也	財 政 課 長	工 藤 康 仁
農 業 委 員 会 会 長	木 立 康 行	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	山 田 明 匡
監 査 委 員	今 田 貴 士	教 育 長	山 内 孝 行
教 育 部 長 兼 市 民 文 化 会 館 長	村 上 靖	黒石病院事務局長	工 藤 春 行

会議に付した事件の題目及び議事日程

令和4年第1回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

令和4年3月30日(水) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第44号 訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について
- 第 4 議案第45号 令和3年度黒石市一般会計補正予算(第16号)

市長提案理由説明

出席した事務局職員職氏名

事務局長	成田浩基
次長	太田誠
主幹兼総務議事係長	山谷成人
主任主事	大平祥弥

会議の顛末

午前10時00分 開会

◎議長（佐々木隆） ただいまから、令和4年第1回黒石市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

◎議長（佐々木隆） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番三上廣大議員、13番中田博文議員を指名いたします。

◎議長（佐々木隆） 日程第2 会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎議長（佐々木隆） この際、諸般の報告をいたします。
監査委員から、定期監査結果報告書が提出されました。よって、その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

◎議長（佐々木隆） 日程第3 議案第44号から、日程第4 議案第45号まで、合わせて2件を一括上程いたします。
この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） 今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

案件は、訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定について並びに令和3年度黒石市一般会計補正予算（第16号）の2件であります。

最初に、議案第44号は、訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定についてであります。黒石市立六郷小学校爆発事故に係る損害賠償事件及び債務不存在確認請求事件について和解を成立させ、及び損害賠償の額を定めるため、提案するものであります。

議案第45号は、令和3年度黒石市一般会計補正予算（第16号）であります。歳入歳出とも6287万9000円を追加し、予算の総額を195億2566万4000円にしようとするものであります。

歳出は、2款総務費、訴訟対応業務委託料387万9000円、黒石市立六郷小学校爆発事故和解金5900万円を追加いたしました。

歳入は、全て財政調整基金繰入金で、6287万9000円を取り崩しました。

以上、議案の概要を申し上げましたが、御審議の際、詳しく御説明いたしますので、原案どおり御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

降 壇

◎議長（佐々木隆） 日程第3 議案第44号 訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。総務部長。

◎総務部長（鳴海淳造） 議案第44号についてですけれども、訴訟上の和解及び損害賠償の額の決定についてでございます。

地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、訴訟上の和解及び損害賠償の額について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、和解及び損害賠償の額について説明をさせていただきます。

1番として、事件番号及び事件名です。

- (1) 青森地方裁判所弘前支部平成30年（ワ）第95号損害賠償請求事件
- (2) 青森地方裁判所弘前支部平成30年（ワ）第96号損害賠償請求事件
- (3) 青森地方裁判所弘前支部令和2年（ワ）第9号損害賠償請求事件
- (4) 青森地方裁判所弘前支部平成31年（ワ）第15号損害賠償請求事件
- (5) 青森地方裁判所弘前支部平成31年（ワ）第5号債務不存在確認請求事件
- (6) 青森地方裁判所弘前支部令和2年（ワ）第68号債務不存在確認請求事件

次に、2の当事者でございますが、

- (1) 原告 95号事件、96号事件及び9号事件の原告となります。
- (2) 黒石市 95号事件、96号事件及び9号事件の被告兼15号事件の原告となります。

(3) エヌエス環境株式会社 5号事件及び68号事件独立当事者参加原告兼15号事件被告となります。

次に、3の損害賠償の額につきましては、原告に対して、総額で5900万円となります。

4の訴訟の概要ですが、平成27年9月18日、黒石市立六郷小学校の厨房床下において、エヌエス環境株式会社の従業員が小バエ駆除のため業務用くん煙殺虫剤に点火しようとした際、同床下内に漏れていたLPガスに引火し爆発が発生しました。

95号事件、96号事件及び9号事件は本件事故の原告が黒石市に対し、国家賠償法第2条第1項の規定等に基づき損害賠償及び遅延損害金を求める訴訟、15号事件は黒石市がエヌエス環境株式会社に対し、本件事故は同社の過失及び同社従業員の過失により発生したなどとして、不法行為及び使用者責任並びに債務不履行に基づき損害賠償及び遅延損害金を求める訴訟、5号事件及び68号事件はエヌエス環境株式会社が本件事故につき、同社には責任がないとして、原告に対する損害賠償債務及び黒石市に対する求償債務がそれぞれ存在しないことの確認を求めて独立当事者参加をした訴訟でございます。

5の和解条項でございますが、

- (1) 黒石市は、原告に対し、和解金として5900万円の支払義務があることを認める。
- (2) 黒石市は、原告に対し、前項の金員を、決定される期日に限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、黒石市の負担とする。
- (3) エヌエス環境株式会社は、原告に対し、見舞金として500万円の支払義務があることを認める。
- (4) エヌエス環境株式会社は、原告に対し、前項の金員を、決定される期日に限り、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。この振込手数料は、同社の負担とする。
- (5) 原告及び黒石市は、エヌエス環境株式会社または同社の役員もしくは従業員に対し、今後何らの請求をしないことを確約する。
- (6) 原告は、その余の請求を放棄する。
- (7) 黒石市は、エヌエス環境株式会社に対する請求を放棄する。
- (8) 原告、黒石市及びエヌエス環境株式会社は、当事者間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (9) 訴訟費用は、各自の負担とする。

以上でございます。

◎議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありま

せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(佐々木隆) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。3番三上廣大議員。

◎3番(三上廣大) 今、議案第44号の中身について説明がありました。中身については了解いたしました。六郷小学校の爆発事故発生より今日に至るまで、6年半という長い年月が経過しております。改めて、この事故によりお亡くなりになられた方の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、事故により被害を受けられた方々へお見舞いを申し上げたいと思います。

本日、この議案が可決されますと、今後本格的に和解の手続へ入っていくとのことであります。この質疑において、私から行政に対し2点ほど申し上げたいことがございます。

まず、現在も事故による被害により、後遺症やけがの治療が続いている方がもしおられるのであれば、今後とも行政で誠心誠意、できる限りの対応をお願いしたいと思います。

いま一つは、今後和解が成立したとしても、お亡くなりになられた方が戻ってくることは決してありません。そして、残された御遺族、被害を受けられた方の心の傷は、何年経過しても完全に癒えることはないと思います。この事故により尊い命が失われた事実を行政に関わる全てのものがいま一度しっかりと受け止め、心に刻み、今後小・中学校をはじめとする市の施設全てにおいて安全管理の徹底が図られ、六郷小学校爆発事故のような悲惨な事故が二度と起こらぬよう、再発防止の取組に行政が全力で努めていただきますことを強く要望するものであります。

以上2点について、私の思いと要望を述べさせていただきます。このことについて、もし御答弁がいただけるようでありましたらお願いいたします。

◎議長(佐々木隆) 市長。

◎市長(高樋憲) 今回、提出させていただきましたけれども、この長い年月が過ぎたことに対しては、私自身も亡くなられた方、そしてまた、けがをなされた方々に対して申し訳ない気持ちがあります。ただしかし、市政を預かるものとして、しっかりしたことを市民の皆様方にも御提示しながら対応していかなければいけないという思いでの今回の事案であります。今、お話がありましたけれども、二度とこのようなことは起こしてはなりません。市民の安全安心を守るのが我々の責務でありますので、二度とこのような事故が起こらないよう日々点検をし、そして安全安心な郷土づくりにさらに邁進していきたいと考えております。

以上です。

◎議長(佐々木隆) 5番工藤禎子議員。

◎5番(工藤禎子) 3ページの和解条項の(5)についてお聞きいたします。

平成30年12月議会で、エヌエス環境株式会社に対して、損害賠償金1億9555万6707円の支払いを求める訴えを市が起こしました。そのときの質疑の中で、「市はその原因、責任の所在を裁判をもって全容を解明し、それにふさわしい市の対応を今後行うための手続の一つというふうに考えております」という答弁をしています。

そこから考えますと、今回の和解内容は、結果的には、市側の問題、責任だったというわけだと思いますが、どのように捉えているのでしょうか。

◎議長（佐々木隆） 総務部長。

◎総務部長（鳴海淳造） この和解につきましては、原告、黒石市、エヌエス環境株式会社3者が合意、納得の上、和解するものでございます。

市としましては、裁判が今後長期にわたることによる原告の不利益を考え、早期に解決に向かいたいという思いで和解に応じることとしたものでございます。和解条項には責任の所在は明記はされておりませんが、内容からしましても、市の責任を認めざるを得ないものと認識してございます。

以上です。

◎議長（佐々木隆） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 同じく、3ページの和解条項の（1）でお聞きいたします。

3人の原告に対し、市が和解金5900万円の支払義務を認めたわけです。原告請求は約9280万円ですから、その金額から見ますと63.5%の和解金となります。事故から6年半もたち、被害者の無念さや苦しみを考えますと、もっと和解金を出せないかという気持ちはありますが、そうするとまた支払いの期日も延びてしまうということにもなりますので、金額には触れませんが、いずれにしても、第2、第3の事故を絶対に起こしてはならない、これを市が被害者にしっかりと約束するという、これが行政の在り方と考えます。それが被害者の願いでもあり、やりがいを持って働いていた給食に携わる職員、子供たちや教職員、そして市民全体の安心安全を守ることに繋がると考えます。

したがって、市の施設管理体制マニュアルの作成と徹底をどのように考えているのか。また、業者との契約上のマニュアルの作成も今後きちんと考えていくべきではないかというふうに考えますがどうでしょうか。そして当然、定期的な点検と修繕などへの迅速な対応も、事件からの教訓とすべきと考えますがお答えをお願いします。

◎議長（佐々木隆） 総務部長。

◎総務部長（鳴海淳造） 施設の安全管理につきましては、教育施設のみならず、黒石市が所管する施設全般にわたりまして、二度とこのような悲しい事故が発生しないように、市及び教育委員会としまして万全を尽くしてまいりたい所存でございます。

◎議長（佐々木隆） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（佐々木隆） 日程第4 議案第45号 令和3年度黒石市一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。企画財政部長。

◎企画財政部長（須藤勝美） 私からは、議案第45号です。議案第45号については、5ページとなります。

令和3年度黒石市一般会計補正予算（第16号）ですけれども、黒石市立六郷小学校爆発事故に係る訴訟対応業務委託料及び和解金に対応するため行おうとするものです。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6287万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ195億2566万4000円とするものです。

第2条は、繰越明許費の補正となります。

それでは、歳出から御説明いたします。

12ページとなります。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を6287万9000円増額し、21億3414万1000円にしようとするもので、内容といたしましては、12節委託料を訴訟対応業務委託料として387万9000円、21節補償、補填及び賠償金を黒石市立六郷小学校爆発事故和解金として5900万円追加するものです。

歳入については、11ページとなりますが、18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金を6287万9000円増額し、3億511万5000円にしようとするものであります。

以上です。

◎議長（佐々木隆） お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。
質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 質疑を終わります。
討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 討論を終わります。
本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（佐々木隆） 御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長（佐々木隆） 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） 令和4年第1回黒石市議会臨時会の閉会に当たり、一言挨拶を申し上げます。

このたびの議会におきましては、令和3年度黒石市一般会計補正予算など2案件につきましては、慎重な御審議の上、原案どおり御議決いただきましたことに感謝申し上げます。

平成27年9月に黒石市立六郷小学校の厨房施設において爆発が起こるといふ、あってはならない事故が発生し、それから6年半、司法の場で市としての責任を明らかにしたいとの思いでまいりました。このたび、青森地方裁判所弘前支部より、和解案が提案され、議会の御議決により和解が成立することに心より感謝申し上げます。

市といたしましては、この不幸な事故により亡くなられた木立清子さん、そしてその御遺族の皆様へ改めて深い哀悼の意を表しますとともに、けがを負われた方々に改めてお見舞いを申し上げます。

今後は、このような事故が二度と起こらないように、安全で安心な「誇れる故郷くろいし」の創造に向け、課題を一つ一つ解決し、未来ある子供たちにつなげていくため、市民の皆様、また市議会の皆様方のますますの御理解と御協力をお願い申し上げます。第1回黒石市議会臨時会閉会に当たっての挨拶といたします。

降 壇

◎議長（佐々木隆） これにて、令和4年第1回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時24分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月30日

黒石市議会議長 佐々木 隆

黒石市議会議員 三 上 廣 大

黒石市議会議員 中 田 博 文